

京都市告示第525号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第3号及び第2項に規定する道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路（昭和34年11月1日京都市告示第232号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月24日

京都市長 門川大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第5945号	平成 27.12.15	メートル 4.00 4.00 ～8.67	メートル 154.17 9.95	京都市伏見区小栗栖小阪町79番, 81番1, 81番3, 84番1, 84番7, 84番8, 85番1, 85番2, 85番9, 90番, 90番4, 90番5及び101番の各一部	株式会社 トレジャーホーム 代表取締役 一ノ宮 和之

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）